

2 消安第 2496 号  
令和 2 年 8 月 31 日

関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局長

食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について

平素より飼料の安全確保に御尽力いただき感謝申し上げます。

食品循環資源の飼料利用に係る規制については、我が国への侵入リスクが高まっているアフリカ豚熱を始めとした家畜の伝染性疾病の侵入防止対策の強化の一環として、飼料の安全確保対策を強化すべく、見直しの検討を進めてきたところです。

見直しの内容を諮問した審議会等においては、これまで、我が国で飼料自給率向上のための国産飼料の有効活用や循環型社会の実践に資する観点から、食品循環資源の飼料利用が推進されてきたことを踏まえた議論が行われ、国際基準に整合した加熱処理等を適切に行う体制を構築した上で、食品循環資源の飼料利用の継続を認めるべきであるとの結論が取りまとめられたところです。

この結論を受け、今般、令和 2 年 8 月 26 日付けで、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）に基づく飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（令和 2 年農林水産省令第 56 号）並びに令和 2 年農林水産省告示第 1684 号（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第 1 の 6 の（1）のアの規定に基づき、同アの農林水産大臣が定める方法を定める件）及び令和 2 年農林水産省告示第 1685 号（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第 1 の 6 の（1）のイの規定に基づき、同イの農林水産大臣が定める方法を定める件）が公布され、令和 3 年 4 月 1 日付けで施行されることとなりました。これを受け、飼料の安全性を確保するための具体的な対応等を規定した「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」を別添のとおり策定したので、御了知の上、適切な対応及び貴団体傘下の会員又は組合員に対する周知をお願いします。

なお、本通知の発出に伴い、「食品残さ等利用飼料の安全確保のためのガイドライン」（平成 18 年 8 月 30 日付け 18 消安第 6074 号農林水産省消費・安全局長

通知)は廃止することとしますので、併せて通知します。当該通知においては、飼料の有害微生物による汚染防止対策、飼料への有害物質や異物などの混入防止対策、動物由来たん白質の分別管理等の牛海綿状脳症対策について規定していたところ、これらの対策は飼料の安全確保のために引き続き重要であることから、今般発出するガイドラインにおいても規定しているので、このことについても御了知ください。